

おもな内容	感謝したい人はいませんか？
	感謝状贈呈制度ができました..... 4
	富里市役所で一緒に働きませんか
	任期付短時間勤務職員を募集..... 4
	もっと知りたい 私たちのまち
	とみさとふれあい講座 5
	平成28年4月入園
	保育園 園児募集 6
	はしれ！移動図書館～本でよりそ復興支援～ ほか
	としょかんねっと 10

発行・富里市 編集・富里市総務部秘書広報課 〒286-0292 千葉県富里市七栄652番地1 TEL・0476(93)1111(代) FAX・0476(93)9954 発行日・11月1日(毎月2回発行)
 ●富里市ホームページアドレス <http://www.city.tomisato.lg.jp/> ●電子メールアドレス info@city.tomisato.lg.jp

11月11日～17日は「税を考える週間」

今年のテーマは「税の役割と税務署の仕事」です。
 国税庁ホームページでは、「ご紹介します 税の役割と税務署の仕事」のコーナーで国税庁の取組みなどをわかりやすく最新のデータで紹介しているほか、調査や徴収などの業務をドラマ仕立てで紹介しています。詳しくはホームページで確認できます。

HP <http://www.nta.go.jp/>
 問成田税務署 ☎ (28) 5151

市では、税負担の公正・公平性の確保と各種行政サービスの維持を目的に、11月を収納強化月間として、市税などの未納がある人を対象に、電話催告や休日納付相談の開催日を増やして実施します。

市税の納付遅れや滞納額の増加を防止するため、納付の確認ができない人に電話でお問い合わせ先へ振り込み指示は行いません。

11月は、毎週日曜日に次の取り組みを行います。

11月1日(日)	8日(日)
15日(日)	22日(日)
午前9時～午後4時	午前9時～午後4時

市税休日納付相談が困難な人のために休日納付相談を実施しています。

特別な事情で、市税の納付が困難な人のために休日納付相談を実施しています。

※納付も受け付けていますので、希望する人は納付書を持参してください。(納付書がない人でも納付できます)。

市では、税負担の公正・公平性の確保と各種行政サービスの維持を目的に、11月を収納強化月間として、市税などの未納がある人を対象に、電話催告や休日納付相談の開催日を増やして実施します。

11月は『市税収納強化月間』

問佐倉県税事務所
事業税・簡易税課
☎ 043(483)1114

納付相談などの対象税目
市・県民税 ○ 軽自動車税
○ 固定・都市計画税
○ 国民健康保険税
持ち物
本人確認のため、身分証明
※証の提示をお願いします。
※代理人が相談する場合は、
本人が署名押印した委任状
の提出・提示をお願いします。
市民の皆さんの個人情報を保護するため、また第三者による個人情報の不正取得を防止するためにご協力をお願いします。

個人事業税の納付期限内納付にご協力を
個人事業税の第2期分の納付期限は、11月30日(月)です。
最寄りの金融機関、コンビニエンスストアで納付してください。
なお、個人事業税の納税は口座振替を利用されると便利です。



県では、自動車税の滞納額の縮減のため、11月～平成28年3月までを滞納整理強化月間とし、給与・預金・自動車などの差押えを一層強化します。自動車税が未納の場合は、至急納付してください。

滞納処分を強化

岩崎久彌生誕150周年記念

秋の末廣別邸特別公開

「晚秋の紅葉鑑賞と建物説明会」

今年は、国登録有形文化財「旧岩崎家末廣別邸」を建てた岩崎久彌が誕生して150年目の年です。これを記念して、秋の特別公開「晚秋の紅葉鑑賞と建物説明会」を開催します。旧岩崎家末廣別邸の魅力に触れる晩秋の一日。岩崎久彌と末廣農場に思いを馳せてみてはいかがですか。小岩井農牧株足澤匡さんによる樹木解説もあります。

- 日時 11月29日(日) 各回1時間程度
- ① 午前10時(13組) ② 午前11時(12組)
- ③ 午後2時(13組) ④ 午後3時(12組)
- ※見学時間の指定はできません。
- ※雨天時は中止とし、順延はありません。

- 対象 市内在住の高校生以上の人
- 定員 先着50組(1組2人まで)
- 申込み 11月9日(月)～20日(金)までに公民館ロビーに直接持参するかFAXにて

■その他

- 修復計画中のため、建物内部の公開はありません。
- 敷地内(場所限定)での写真撮影などは自由です。
- 現地は竹の切り株などがあるため、動きやすく、履きなれた靴で参加してください。

問・申込先

生涯学習課文化資源活用室
☎ (93) 7641
FAX (91) 1020

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)

一人ひとりに
通知カードを
発送しています



市では、10月から住民票を有する全ての市民に、12桁のマイナンバーが記載された通知カードを、住民票の住所にて発送しています。住民票のある外国人も対象です。11月中に発送完了を予定していますが、住民票の住所と異なるところに住んでいる人は届かないため、注意してください。マイナンバーは一生使うもので、通知カードは紛失などしないよう大切に保管してください。また、「通知カード」と併せて「個人番号カード」の交付申請書も送付します。「個人番号カード」の交付を希望する人は申請をしてください。

問合せ先	問合せ先	問合せ先	問合せ先
個人番号カード・個人番号カード	通知カードなどの配達状況	個人番号カード・個人番号カード	通知カードなどの配達状況
市民課市民班	外國語対応	市民課市民班	外國語対応
☎ (93) 4086	☎ (93) 578	☎ (93) 4086	☎ (93) 578
問合せ先	問合せ先	問合せ先	問合せ先
個人番号カード・個人番号カード	個人番号カード・個人番号カード	個人番号カード・個人番号カード	個人番号カード・個人番号カード
市民課市民班	外國語対応	市民課市民班	外國語対応
☎ (93) 4086	☎ (93) 578	☎ (93) 4086	☎ (93) 578